

令和4年度司法修習生 採用選考申込書の記載要領

注意事項	1
第1 提出書類	2
第2 追完書類の提出方法	4
第3 変更事項の届出方法	4
第4 採用選考申込書の各項目の記載方法	5
※ 司法修習生の兼職、兼業、兼学について	6
第5 申込みの取下げ	9
参考 申込書記載例	

◎注意事項

- 1 申込書の記載に当たっては、この記載要領、司法修習生採用選考要項及び申込書記載例をよく読んで、正確に記載してください。**虚偽の記載**をした場合、**不採用**となり、採用後でも**罷免**となることがありますので、注意してください。
- 2 申込書を自書する際は、黒のペン又はボールペンを用い（インクを容易に消せるものを除く。）、漏れなくかい書で丁寧に記載してください。
- 3 数字は、算用数字を用い、年は、**和暦**により記載してください。
- 4 該当項目を選択する場合は、申込書の指示により、□印にチェックを付けるか、■としてください。
- 5 記載した事項を**訂正**する場合には、誤って記載した事項を**二重線「＝」で抹消**し、正しい事項を記載してください（**修正液又は修正テープ等は使用不可**）。**訂正印は不要**です。
- 6 記載欄に書ききれない場合は、10の備考欄に記載してください。
- 7 申込書を提出した後に**申込書の記載事項に変更**が生じた場合は、「第3 変更事項の届出方法」記載のとおり、**遅滞なく変更の届出**を行ってください。

※ 申込期間中は、電話による問合せが殺到しますので、まずはこの**記載要領と記載例をよく読んで、電話での問合せはなるべく控えてください。**

申込書及び採用選考手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局任用課 試験係 03-4233-5352（直通）

03-3264-8111（代表）

問合せへの対応 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く。）

第 1 提出書類（提出先：最高裁判所事務総局人事局任用課試験係）

※ 最高裁判所事務総局人事局任用課試験係宛て宛先用紙を角形 2 号封筒に貼付して発送すること。

書類名	注 意	提出期限
司法修習生採用選考申込書	・この記載要領にしたがって正確に記載する。 ・必ずコピーを取り、本人控えとして保管しておく。	9月13日(火) 消印有効
資格の登録抹消証明書 (コピー不可)	・7ページ記載の資格を取得し、かつ、登録しており、採用日までに登録抹消又は業務廃止の届出を行う場合は、その届出の受理を証明する書面を提出する。	登録抹消又は業務廃止の届出後速やかに受理証明書を取得して提出(※)
資格に係る申述書	・7ページ記載の資格を取得し、かつ、登録しており、採用日までに登録抹消又は業務廃止の届出を行わない場合は、添付の申述書を作成して提出する。 ・必ずコピーを取り、本人控えとして保管しておく。	申込書に同封
提出書類確認票	・必ず各提出書類のいずれかの口印にチェックを付す。 ・成績証明書については、大学名等を提出書類欄に記載し、追完予定の場合は追完予定日を記載する。 ・必ず本人確認欄にチェックを付し、氏名を記載する。 ・必ずコピーを取り、本人控えとして保管しておく。	申込書に同封
司法試験合格証書のコピー (平成29年度以降の合格者は提出不要)	・平成28年度以前の司法試験等の合格者に限り、司法試験委員会から受領した司法試験合格証書の写しを提出する(「合格通知書」は不可)。 ※司法試験合格証書の授与等に関する問合せは、司法試験委員会(法務省)に行ってください。	申込書に同封
戸籍抄(謄)本 又は、住民票の写し (コピー不可)	・申込みの3か月以内に発行されたもの。 ・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの(記載があると受理できないので注意)。 ・住民票の写しを提出する場合は、本籍地及び戸籍筆頭者が記載されているもの。 ・住民票の写しには申込者本人の記載があれば足り、世帯全員の記載がなくても差し支えない。 ・日本国籍を有しない者は、国籍等、外国人住民となった年月日及び在留資格等が記載されている住民票の写しを提出する。	申込書に同封
成績証明書(卒業・修了・退学年月の記載のあるもの) (コピー不可) ※成績証明書に卒業等年月の記載がない場合は、別途卒業等の証明書を提出する。	・以下の成績証明書等(卒業・修了・退学年月の記載のあるもの、大学等の押印があるもの)を、必ず学校が用意した封筒から取り出し、卒業等の年月が記載されていることを確認した上で、提出する(封筒に「開封無効」等の記載がある場合でも必ず開封して卒業等の年月を確認すること。) ●法科大学院 ●大学院 ●大学 ※海外の法科大学院・大学院・大学を含む。 ・退学した者、科目等履修生を含む。教養学部の成績証明書も提出を要する。 ・卒業等の日以降に発行されていれば、発行時期を問わない。 【科目等履修生について】 ・成績がない者は成績証明書の提出を要しないが、その旨を10の備考欄に記載する。 ・申込日現在において科目等履修生である者は、令和4年11月26日までに退学し、在籍していないことの証明書を提出する。 ・休学等のため単位の取得がなく、成績証明書の発行がなされない場合は、その旨を申込書の備考欄に記載する。	申込書に同封 在学中の学校の成績証明書等は卒業等の後速やかに提出(※)

※ 追完が認められる書類について

資格の登録抹消証明書及び成績証明書について、発行手続を理由として提出が遅れる場合には追完を認めるので、入手後速やかに提出すること（提出期限は、原則として11月25日（金）までとするが、採用日直前に登録抹消又は退学する場合は、12月5日（月）まで追完を認める（必着）。ただし、申込時に既に卒業等している場合は、遅くとも10月7日（金）までに提出すること。）。なお、その他の書類は、原則として追完を認めていないので、速やかに取得するよう注意すること。

第 2 追完書類の提出方法

郵便のみで受け付ける。書類の到着が確認できない場合は再提出を求めることがあるため、再提出が困難な書類は、写しを手元に控えておき、原本を簡易書留郵便で送付すること（問合せ番号が記載された書留受領証を保管しておくこと）。

複数の追完書類がある場合は、提出できるものから随時提出すること。ただし、提出日が近接しているものについては、この限りではない。

封筒の表に「司法修習生採用選考の追完書類在中」と朱書きすること。

追 完 書 類	注 意	提 出 先
成績証明書（卒業・修了・退学年月の記載のあるもの、退学を含む。） （コピー不可）	- 卒業等の後、速やかに取得し、提出する。 - 卒業等の日以降に発行されたものを提出する。 - 封筒に「開封無効」等の記載がある場合でも、必ず開封の上、卒業等年月の記載を確認する。 - 成績証明書に卒業等年月の記載がない場合は、別途卒業等証明書を提出する。	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 任用課試験係 電話 03-4233-5352(直通) 03-3264-8111(代表)
資格の登録抹消証明書 （コピー不可）	資格登録抹消又は業務廃止の届出後、速やかに受理証明書を取得し、提出する。	同上

第 3 変更事項の届出方法

郵便のみで受け付ける。書類の到着が確認できない場合は再提出を求めることがあるため、再提出が困難な書類は、写しを手元に控えておき、原本を簡易書留郵便で送付すること（問合せ番号が記載された書留受領証を保管しておくこと）。

封筒の表に「司法修習生採用選考の届出書類在中」と朱書きすること。

届 出 書 類	注 意	届 出 先
氏名・本籍・筆頭者・現住所及び電話番号の変更届	- 採用日までに氏名・本籍・筆頭者・現住所又は電話番号に変更が生じた場合、右記の届出先①及び②双方に、速やかに提出する。 - 変更事項を記載した適宜の書面を提出する。 なお、修習予定地通知後は、修習予定地も記載する。 - 氏名・本籍又は筆頭者に変更が生じた場合は、変更事項を証する書面として「戸籍抄（謄）本」（コピー不可）も併せて提出する。 ただし、変更事項を証する書面は、届出先②に対してはコピーの提出で足りる。 - 住所を変更した場合は、必ず郵便局へ転居届を提出する。	[届出先①] 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 任用課試験係 電話 03-4233-5352(直通) 03-3264-8111(代表) [届出先②] 〒351-0194 埼玉県和光市南2-3-8 司法研修所事務局企画第二課 調査係 電話 048-460-2045(直通)

第 4 採用選考申込書の各項目の記載方法

※ 選択項目については、該当する口印にチェックを付けるか■としてください。

※ 申込書を提出した後に変更事項があった場合は、「第3 変更事項の届出方法」記載のとおり、遅滞なく届出をしてください。

※ 記載欄に書ききれない場合は、10の「備考」欄に記載してください。

1 氏名、生年月日等

① 氏名

ふりがな欄には、氏名の読み方をひらがなで記載し、氏名欄には、漢字氏名を戸籍等に基づいて記名してください。

② 旧姓（名）

過去に氏名の変更があった場合には、①の氏名の記載方法に準じて記載してください。

③ 性別

該当する性別を選択してください。

④ 生年月日、年齢

該当する元号を選択し、生年月日を和暦で記載し、採用日である令和4年11月27日現在の年齢を記載してください。

2 現住所

郵便物の送付先として使用するので、郵便番号、アパート名、室番号及び同居先まで正確に記載してください。司法研修所に提出する「実務修習希望地調査書」の「④現住所」欄の記載と合わせてください。10月7日（金）頃に発送予定の内定通知書等の送付先になります。

※ 住所を変更した場合は、「第3 変更事項の届出方法」記載のとおり、遅滞なく届出をするとともに、必ず郵便局へ転居届を提出してください。

3 電話番号

緊急連絡先には、自宅及び携帯電話以外で確実に連絡がつく番号（家族の携帯電話番号も可）を必ず記載してください。連絡先となる方には、申込書にその旨記載したこと及び本人と連絡がとれない場合に最高裁判所又は司法研修所から連絡する可能性があることをあらかじめ伝えてください。

※ 採用手続に関して確認事項がある場合は、最高裁判所から電話連絡しますので、あらかじめ留守番電話設定をし、着信があった場合は、速やかに応答してください。

4 本籍（又は国籍等）

戸籍等に基づいて、都道府県名を正確に記載してください。日本国籍を有しない場合は、国籍及び在留資格を記載してください。

5 司法試験合格年月

司法試験又は採用選考審査基準1(2)から(4)までの試験等に合格した年月の該当する元号を選択して、和暦で記載してください。

なお、平成28年度以前の司法試験等の合格者は、合格証書のコピーを申込書に必ず同封してください。

6 司法修習生採用選考申込歴・採用歴

司法修習生の採用選考申込歴及び採用歴の有無について、「ある」と答えた場合は、その時期を記載してください。

7 現在の職業等

① 勤務先・部署／学校名・学部・学年

申込日現在の勤務先及び所属部課（アルバイトを含み、在職期間は問わない。）又は学校名及び学部・学年を記載してください。

勤務先又は学校が複数ある場合はすべて記載し、記載欄に書ききれない場合は10の「備考」欄に記載してください。また、**申込み後に新たな就業及び就学の予定がある場合**も同様に記載してください。

② 勤務先における肩書き

勤務先における役職・地位（自営業、代表取締役、正社員、アルバイト等）を記載してください。

③ 在職又は在学期間

始期から終期（退職、卒業（修了）又は退学の予定年月）を**和暦**で記載してください。終期が未定の場合でも必ず予定年月を記載してください。ただし、兼職等を予定している場合は、終期の記載は不要です。

④ 各勤務先等について、採用日までに退職、卒業（修了）又は退学する場合には「A」を、自営業を営んでいるが修習中は業務を行わない場合は「B」を、やむを得ず兼職、兼業又は兼学の許可申請を行う予定の場合は「C」を選択してください。

※ 司法修習生の兼職、兼業、兼学について

司法修習生に関する規則第2条

司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

司法修習生の規律等について第7の2

司法修習生は、規則第2条に規定する場合を除くほか、司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない。

司法修習生は修習に専念すべき義務を負っているため、**許可を受けなければ兼職（現在の会社等に在籍を続けること、成年後見人等を続けること等）・兼業（所有不動産の賃貸等）又は兼学（大学等に在籍を続けること）をすることはできません。**採用日以降の無許可の兼職・兼業又は兼学は、非違行為として罷免、修習の停止及び戒告の処分や注意の措置の対象となることがありますので、原則として、採用日の前日である令和4年11月26日までに、在職中の方（休職中を含む。）は退職し、大学及び大学院在学中の方（休学中を含む。）は卒業（修了）又は退学していただく必要があります。

やむを得ず兼職・兼業又は兼学をする必要がある場合は、許可を受けるために別途申請が必要となりますので、以下を参照してください。提出書類等について確認事項がある場合は、係より申請書記載の連絡先に連絡しますので、必ず応答してください。

(1) 兼職

民間企業（弁護士事務所を除く。）の従業員及び地方公務員（司法修習のために休職することができる場合）の方が、現在の就業先に在籍したまま司法修習を受けることの許可を求める場合は、以下の点に留意して申請してください。なお、上記以外の方（民間企業の役員等）が兼職申請する場合は、(4)ア記載の係に問い合わせてください。

ア 提出方法

封筒の表に「兼職、兼業許可申請書在中」と朱書きし、令和4年9月6日（火）から10月11日（火）までに、(4)ア記載の係宛てに簡易書留郵便で送付し、問合せ番号が記載された書留受領証を保管してください。

イ 提出書類

(ア) 兼職許可申請書

所定の書式はありませんので、適宜A4サイズの手紙に次の事項を記載してください。

- ・ 標題「兼職許可申請書」
- ・ 宛名「最高裁判所」
- ・ 申請書作成日、氏名、住所及び連絡先電話番号
- ・ 兼職許可を求める旨
- ・ 兼職先の会社名及び所在地
- ・ 兼職の必要性
- ・ 司法修習生の中立性・公正性が守られ、司法修習に支障がないこと（例：修習期間中休職し、業務を一切行わないこと、修習期間中は手当を含め無報酬であること等）

(イ) 疎明資料

休職証明書（①休職期間（令和4年11月27日から修習終了日まで）、②修習期間中に業務を行わないこと及び③無報酬であることが記載されているものが望ましい。）を提出してください。地方公務員の場合は、休職辞令書の写しでも差し支えありません。

(2) 兼業

ア 財産上の利益を目的とする業務のうち、答案添削及び採点、授業の講師及び教材作成その他教育の活動並びにこれらに関連する業務（ただし、自営として行う場合を除く。）については、採用内定後（10月中旬頃）に、司法研修所から申請書の書式等を送付する予定です。

イ 所有不動産の賃貸について

(ア) 提出方法

上記(1)アと同じ

(イ) 提出書類

兼業許可申請書

所定の書式はありませんので、適宜A4サイズの手紙に次の事項を記載してください。

- ・ 標題「兼業許可申請書」
- ・ 宛名「最高裁判所」
- ・ 申請書作成日、氏名、住所及び連絡先電話番号
- ・ 兼業許可を求める旨
- ・ 賃貸借契約の内容（当事者、契約期間、不動産、賃料）

- ・兼業の必要性
- ・司法修習生の中立性・公正性が守られ、司法修習に支障がないこと（例：不動産の管理を不動産会社に委託しているため管理業務を行わないなど）

ウ その他の種類の兼業の申請方法については、(4)ア記載の係にお問い合わせください。

(3) 兼学

別紙のとおり

(4) 問合せ先

ア (1)兼職及び(2)兼業イ及びウについて

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

電話 03(4233)5352(直通)

イ (2)兼業ア及び(3)兼学について

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所事務局企画第二課調査係

電話 048(460)2045(直通)

8 資格

下記一覧の資格のうち取得している資格があれば記載してください。

記載した資格について、申込書提出時に登録していない場合は「A」を選択してください。登録先に登録しているが、採用日までに登録を抹消又は業務廃止の届出を行う場合は「B」を選択して、資格の登録抹消証明書を提出してください。登録先に登録しているが、採用日までに登録を抹消又は業務廃止の届出を行わない場合は、「C」を選択して、別添の書式により、修習中に当該資格に基づく業務を行わない旨の申述書を作成して申込書に同封して提出してください。

【申込書に記載が必要な資格一覧】

資 格	登 録 等	登 録 先 等
司法書士	司法書士名簿登録	日本司法書士会連合会（司法書士会）
行政書士	行政書士名簿登録	日本行政書士会連合会（行政書士会）
宅地建物取引士	宅地建物取引業免許	国土交通大臣又は都道府県知事
不動産鑑定士	不動産鑑定業登録	
公認会計士	公認会計士名簿登録	日本公認会計士協会
税理士	税理士名簿登録	日本税理士連合会（税理士会）
弁理士	弁理士名簿登録	日本弁理士会
社会保険労務士	社会保険労務士名簿登録	全国社会保険労務士会連合会（社会保険労務士会）
外国弁護士	外国法事務弁護士名簿登録	日本弁護士連合会（弁護士会）

9 不採用事由等の有無

(1)から(3)について、各々選択してください（審査基準は、司法修習生採用選考要項別紙に記載）。虚偽の記載をした場合、不採用となり、採用後でも罷免となることがありますので、注意してください。

(1) 審査基準 2(1)ア関係

A Bいずれについても、病名、現在の症状、治療期間、治療内容、通院の有無、通院頻度、

処方薬の名称・量等を、正確かつ具体的に記載してください。複数の病名がある場合は、2つ目以降は備考欄を使用してください。

※ 修習に明らかに影響しない疾病は記載不要（花粉症、鼻炎、結膜炎、軽度のアトピー性皮膚炎、湿疹、じん麻疹、脱毛症、便秘等）

A 現在の病気等

申込日現在の病気又はけがについて、「ある」と答えた場合は、病名等を右欄に記載してください。

B 既往歴（現在は治療を終了しているが、過去に入院したり、半年以上通院治療を受けたりしたことがある場合）

過去における病気について、「ある」と答えた場合は、病名等を右欄に記載してください。

(2) 審査基準 2(1)イ及びウ関係

C 禁錮以上の刑に処せられたことがある

D 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない

C及びDについて、「ある」又は「該当する」と答えた場合は、右欄に経緯等の詳細を具体的に記載してください。

(3) 審査基準 2(1)エ関係

E 該当する可能性のある事情

過去に起訴（略式起訴を含む。）又は逮捕されたこと等について、「ある」と答えた場合は、右欄に経緯等の詳細を具体的に記載してください。

10 備考

各項目の記載欄に書ききれない場合に使用してください。備考欄に書ききれない場合は、別紙（A4サイズの用紙）を用いても差し支えありません。

第 5 申込みの取下げ

職業又は学業の継続等、諸般の事情から、申込みの取下げを希望する場合は、**令和4年10月21日（金）**までに1ページに記載の問合せ先に連絡し、取下書の提出について指示を受けてください。

(別紙)

兼学許可申請について

司法修習生の兼学の概要については、記載要領5ページを御覧ください。申請の可否については、法の定める修習専念義務に反しないか、すなわち司法修習に支障を生じるおそれのある学業に当たるか否かを個別具体的に判断することになります。

兼学を申し出る場合は、令和4年9月6日(火)から10月7日(金)までに、兼学許可申請書を、3に記載の司法研修所事務局企画第二課調査係宛て簡易書留郵便にて提出してください。

兼学許可申請のうち、休学した上での在籍許可を求める場合や、在籍期間以外の卒業要件を満たしており(卒業必要単位を修得済みかつ卒業論文の作成不要)学位取得のために形式的な在籍許可を求める場合については、下記の要領に従って申請してください。その他の事例については、3に記載の連絡先まで問い合わせてください。

なお、提出書類等に確認事項がある場合は、同係より申請書記載の連絡先に連絡いたします。

1 提出書類

(1) 兼学許可申請書

所定の書式はありませんので、A4サイズ of 用紙に次の事項を記載してください。

- ・ (標題) 兼学許可申請書
- ・ (宛名) 司法研修所長
- ・ 作成日付
- ・ 申請者氏名、整理番号¹、連絡先電話番号
- ・ 兼学の理由(必要性)、兼学先の大学(院)名及び学部等、兼学許可を申請する旨
- ・ 次の事項を遵守する旨
 - ① 司法修習に専念すること
 - ② 大学(院)の講義等に出席しないこと
 - ③ 学業のために司法修習のカリキュラムを欠席しないこと
 - ④ 修習に支障のある一切の行為をしないこと
 - ⑤ 修習期間中に、論文の作成に関する一切の行為をしないこと
(休学した状態で在籍を続ける場合)
 - ⑥ 大学(院)を休学すること

(2) 疎明資料

ア 修習終了後に復学するために、休学した上で在籍を続ける場合
休学証明書(休学期間が記載されたもの)

※ 修習期間中休学することが原則ですが、大学(院)の事務の都合により、1年を超える期間の休学ができない場合は、休学できる期間までの休学証明書を添付してください。ただし、この場合、休学証明書記載の期間の最終日の前日までに、それ以降の休学証明書の追完が必要になりますので、ご注意ください。

¹ 生年月日を元に整理番号を記載してください。

例：昭和63年4月24日生まれの場合『630424』、平成元年2月10日生まれの場合は『010210』

イ 在籍期間以外の卒業要件を満たしており、学位取得のために休学することなく形式的な在籍を続ける場合（卒業に必要な単位を修得済みかつ卒業論文の作成が不要な場合）

卒業見込証明書、卒業要件表（卒業要件が分かるシラバス等）及び学業成績証明書（単位の取得状況が分かるもの）

2 提出方法

封筒の表に「**兼学許可申請書在中**」と朱書きの上、3に記載の申請先に簡易書留郵便にて送付し、問合せ番号が記載された書留受領証を保管しておいてください。

なお、採用選考申込書とは提出先が異なりますのでご注意ください。

3 申請及び問合せ先

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所事務局企画第二課調査係

電話 048（460）2045（直通）

司法修習生採用選考申込書（第76期）

本書面に虚偽の記載をした場合は、不採用、採用取消又は罷免となることがあるため正確に記載すること
記載に当たっては、司法修習生採用選考要項、申込書記載要領、申込書記載例をよく確認すること

この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

(ふりがな)		さいこうたろう		性別	生年月日・年齢(令和4. 11. 27現在)	
1 氏名	最高太郎	旧姓(名)		☒ 男 ☐ 女	☐ S ☒ H 4年 4月 24日生 (30歳)	
2 現住所(現に居住し、郵便を受領できる場所、方書きまで記載)				3 電話番号(緊急連絡先は確実に連絡がつく番号)		
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-4 第一マンション331号				(自宅) 03-XXXX-XXXX (携帯) 090-XXXX-XXXX (緊急) 048-XXXX-XXXX (最高月子方(続柄:叔母)(同居 ☒ 別居 ☐))		
4 本籍(又は国籍等)		5 司法試験合格年月		6 司法修習生採用選考申込歴・採用歴		
東京都		☐ S ☐ H ☒ R 4年 9月		A 申込歴 ☒ ない ☐ ある(☐ H ☐ R 年 月 申込) B 採用歴 ☒ ない ☐ ある(☐ H ☐ R 年 月 採用)		
7 現在の職業等				次のいずれかを選択すること A: 採用日までに退職、卒業(修了)、退学する B: 自営業であるが、修習中は業務を行わない C: 兼職、兼業、兼学許可申請を行う予定		
勤務先・部署/学校名・学部・学年		勤務先における肩書き		在職又は在学期間(年月～年月)		
〇〇塾		アルバイト		H31. 4～R4. 10		☒ A ☐ B ☐ C ☐ A ☐ B ☐ C ☐ A ☐ B ☐ C
8 資格				資格を有する場合は、次のいずれかを選択すること		
行政書士				☒ A: 登録なし ☐ B: 登録はあるが、採用日までに資格登録を抹消する(資格登録抹消証明書を別途提出) ☐ C: 登録はあるが、修習中は資格に基づく業務を行わない(別添申述書を提出)		
9 不採用事由等の有無				「ある」「該当する」と回答した場合に以下について回答すること		
(1)審査基準2(1)ア関係 A 現在の病気等 ☐ ない ☒ ある B 既往歴 (現在は治療を終了しているが、過去に入院したり、半年以上通院治療を受けたことがあるもの) ☐ ない ☒ ある ※複数の病名がある場合は、2つ目以降は、備考欄を使用すること				・病名(気管支ぜんそく) ・現在の症状 気候の変化やストレス等により稀に軽度の発作が生じるが、夜間や明け方に起こることが多く、通院により発作の頻度は減っており、日中に発作が生じても薬の吸入で対応できているため、日常生活に大きな支障はない。 ・治療期間(令和2年12月～年 月、 ☒ 現在治療中) ・治療内容(定期的な通院及び服薬) ・通院の有無(☒ あり ☐ なし) ・通院頻度(月に1回) ・処方薬の名称・量(発作時サルブタモール吸入、プレドニン1錠/日)		
(2)審査基準2(1)イ及びウ関係 C 禁錮以上の刑に処せられたことがある ☒ ない ☐ ある D 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない ☒ 該当なし ☐ 該当する				・詳細を記載すること (3)について 平成27年7月26日に埼玉県和光市の一般道を運転中、速度超過(38km/h超)、同年8月23日道路交通法違反により罰金5万円		
(3)審査基準2(1)エ関係 E 該当する可能性のある事情 ○起訴(略式起訴を含む)、逮捕の有無 ☐ ない ☒ ある ○その他 ☒ ない ☐ ある						
10 備考(各項目に書ききれない場合は、この欄に記載すること。)						
9(1)Bについて ・病名:睡眠障害 ・治療期間:H28. 5～H28. 12 ・治療内容:服薬により完治						

※□はチェックまたは■とすること